利府町ケアマネジメントに関する基本方針

平成31年4月

本町では、介護保険法及び「利府町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」、「利府町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に基づき、下記のとおりケアマネジメントの基本方針を策定します。

記

I 指定居宅介護支援の基本方針

- 1 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者 が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む ことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に 応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、 多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるもので なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の 意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居 宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏す ることのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、介護保険法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法第 2 0 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

Ⅱ 指定介護予防支援の基本方針

- 1 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立 した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければなら ない。
- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に

応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の 意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介 護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地 域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行 わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援 センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定 居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1 号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービス を含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。